⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者(受注者が共同体である場合においては、当該共同体以外の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。詳細は入札説明書による。)。

⑽　暴力団関係業者の排除

ア　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。

イ　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

３　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本工事の総合評価は、次のアの技術提案を受け付け、アからウと価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

ア　企業による技術提案

【技術提案①】

【社会的要請関連】

【特別な安全対策】

・水上作業を伴う護岸工事における安全対策上の配慮事項について

（着目点）

本工事の対象区域においては、米軍の船舶、他工事の作業船舶及び漁業関係者等の船舶が頻繁に航行しており、施工時の作業船舶に係る安全対策が必要であるとともに、施工期間中において付近を航行する船舶への安全確保が重要となる。

ついては、①作業船の移動に際しての安全対策、②付近を航行する船舶への安全確保、③関係者等との調整・周知手法、④突発的緊急事態における対応、⑤作業員への教育、等、水上作業時の特別な安全対策に着目し各項目ごとに提案を求めるものである。

【技術提案②】

【社会的要請関連】

【水質汚濁・地下水等対策】

・周辺水域への汚濁等の流出及び拡散を防止するための配慮事項について

（着目点）

本工事においては、水域における掘削等の水上作業を行うことから、工事エリア外に濁水等を流出及び拡散させないことが必要となる。汚濁等が流出及び拡散した場合、周辺水域環境への影響が懸念されることから、確実な汚濁防止対策が求められる。

ついては、①使用材料の工夫等による汚濁の発生源を小さくする施策、②陸上からの掘削・撤去作業時における濁水対策、③汚濁等を流出させないための施策、④現場における監視体制、⑤工事エリア外への濁水等の流出発生時の対策等、周辺水域への水質汚濁防止対策に着目し、各項目ごとに提案を求めるものである。

イ　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）

ウ　施工体制

⑵　落札者の決定方法

ア　入札参加者は、「価格」、「企業による技術提案」、「工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）」及び「施工体制」をもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、⑶によって得られた数値（以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　評価値が、標準点を予定価格で除した数値(「基準評価値」)を下回らないこと。

イ　上記において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

⑶　総合評価の方法

ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点を100点与える。

イ　加算点　算出方法は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、技術資料の内容に応じ、⑴ア、イの評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」を加算点として付与する。

なお、技術提案加算点の最高点数は40点とする。

ウ　施工体制評価点　「施工体制評価点」は⑴ウの項目について最高30点の評価点を与える。

ただし、事前調査により、施工体制が十分に確保されない場合又は契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある場合若しくは品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。

また、施工体制評価点の低いものに対しては、企業による技術提案に係る評価点数に相当する加算点を減ずる場合がある。

エ　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」とイによって得られる「加算点」及びウによって得られる「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

オ　⑴アの評価項目（企業による技術提案）を行わない者にあっては、⑴イの評価項目の評価内容に応じた加算点を算出し与える。

⑷　⑴の評価項目の詳細は入札説明書による。

⑸　その他受注者の責により入札時の⑴の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティーとして、工事成績評定を減ずることとし、１工事最大10点減ずる。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒730―0012 広島県広島市中区上八丁堀６―30　中国四国防衛局総務部契約課　電話082―223―7233　ＦＡＸ082―222―3027

⑵　入札説明書の交付期間、交付場所等

ア　交付期間　平成24年10月19日から同年12月20日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。)を除く。)の毎日、午前８時から午後10時まで。ただし、金曜日は午後６時まで。

イ　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンターより提供する。

http://www.mod-eboc.go.jp

ウ　交付の方法　すべて、電子データで交付を行う。

文書類：ＰＤＦ（Acrobat８形式）

図面類：ＰＤＦ（Acrobat８形式）

数量表等：excel（2003形式）

申請書類：word（2003形式）又は一太郎（2008形式）

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ　使用条件　ダウンロードした資料の取り扱いに関する利用規則に同意すること。

オ　その他　通信環境の不具合等のため希望する者は、印刷物の貸与を依頼することができる。なお、その場合は事前に⑴へ連絡を行うこととし、貸与した入札説明書等は実費負担により返却するものとする。

⑶　申請書及び技術資料の提出期間、提出場所及び提出方法

ア　提出期間　平成24年10月19日から同年11月８日まで（行政機関の休日を除く。)の毎日、午前８時から午後10時まで。(正午から午後１時までの間を除く。)金曜日は午後６時まで。最終日は正午までとする。

ただし、紙入札方式による場合は、午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。)。最終日は正午まで。

イ　提出場所　紙入札方式による場合は、上記⑴に同じ。

ウ　提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、資料が３ＭＢを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。

紙入札方式による場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る。)(以下「郵送等」という。)すること。

⑷　入札書の提出期間、提出場所及び提出方法

ア　提出期間　電子入札システムによる入札の場合は、平成24年12月17日から同年12月19日まで(行政機関の休日を除く。)の毎日、午前８時から午後10時まで。ただし、金曜日は午後６時まで。最終日は正午まで。

紙入札方式による場合は、平成24年12月19日午前９時から正午まで。